

議案第 5 3 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

三田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 7 年 6 月 5 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市介護保険条例の一部を改正する条例

三田市介護保険条例（平成12年三田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「令第22条の2第5項第2号」を「令第22条の2の2第7項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,680円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第6号の改正規定は、平成27年8月1日から施行する。